

栃木市吾一からくり時計モニター広告放映仕様書

栃木市の吾一からくり時計モニターの運用に関し、栃木市吾一からくり時計モニター広告放映取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 広告放映に関する仕様

(1) 概要等

ア 所管 観光振興課

イ 掲出場所 栃木駅構内 吾一からくり時計下設置モニター
栃木市河合町1番地

ウ 放映条件 栃木市吾一からくり時計モニター広告放映決定通知書に基づき、
動画等の広告枠を提供する。

エ 放映時間 午前10時から午後5時（7時間）

(2) 広告枠・放映パターン

ア 広告枠は、15秒間の静止画または動画を2回もしくは30秒間の動画1回
を1枠として提供する。

イ 「観光情報・行政情報」及び「企業広告」併せて30分間を1ローテーション
とし、1ローテーション中の広告枠は、最大で20枠（10分間）とする。

ウ 1日7時間の放映時間の中で、28回（15秒）または14回（30秒）の放
映を行う。

エ 月初から月末までの1か月間を1クールとする。

オ 1クール毎に放映内容を変更し、入れ替えを行う。

2. 広告規格

(1) 静止画

ア ファイル形式：JPG、PNG

イ 解像度：1920×1080 pixel 以下

(2) 動画

ア ファイル形式：MP4

イ サイズ：1920×1080 pixel 以下

ウ 画面比率：16：9

エ フレームレート 60fps 以下

オ ファイルサイズ：100MB 以内

カ 音声再生：可

(3) その他

ア 納品された静止画・動画は容量調整を行うことがあります。

イ 広告内に問い合わせ先を明記すること。

ウ 映像の右上に「広告」と明記すること。

3. 納品方法

広告データの納品は、電子メール（7MB まで）または USB メモリ、CD-R、DVD-R 等の媒体により提出とし、大容量の動画データについては、データ受け渡しサービス「どこでもキャビネット」により提出する。

※「どこでもキャビネット」により提出する際は、利用方法を別途ご案内します。

4. その他

(1) 年度の更新

年度を超えて 4 月 1 日以降も継続して掲載する場合には、内容変更の有無にかかわらず、年度末までに申し込みが必要となります。

(2) 申し込みの調整

1 広告主につき 1 枠のみの申し込みを基本とし、先着順に決定となります。4 月の申し込み締め切り後に空きがある場合は、追加の申込を受け付けます。